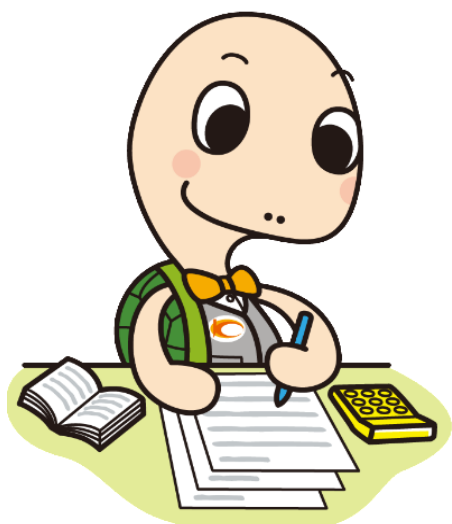


年金制度及び年金請求に 必要な手続について ＜一般組合員向け＞



令和7年1月現在の年金制度に基づく内容です。

公立学校共済組合神奈川支部 年金グループ

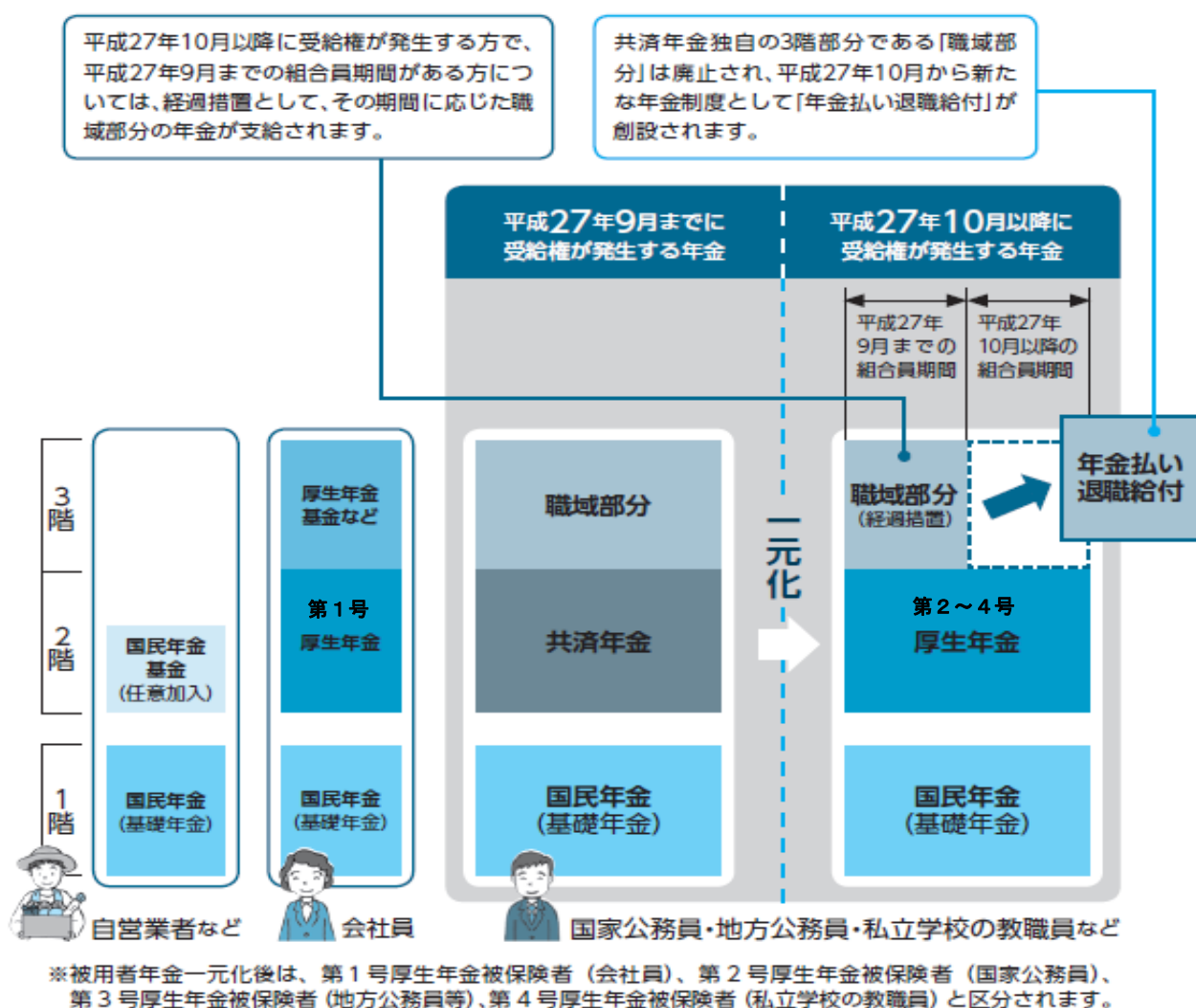
資料目次

項 目	ページ
1 年金制度について知っておきたいこと	1
(1)現在の公的年金制度	1
(2)年金の種類	2
(3)年金を決定・支給する実施機関	3
2 老齢年金について	4
(1)老齢厚生年金等の支給開始年齢	4
(2)各老齢年金等の概要	5
①② 老齢厚生年金(被用者年金)(2階部分)	5
③ 加給年金額(該当者のみ)(2階部分)	5
④ 職域年金相当部分(経過的職域加算額)(旧3階部分)	6
⑤ 退職年金(年金払い退職給付)(新3階部分)	6
⑥ 老齢基礎年金(国民年金)(1階部分)	8
3 受給権発生後の年金手続について	9
(1)年金手続の流れ	9
(2)受給権が発生した時	10
① 特別支給の老齢厚生年金の請求手続	11
② (本来支給の)老齢厚生年金の請求手続(65歳)	12
③ 老齢基礎年金(国民年金)の請求手続(65歳)	13
(3)年金受給権者が退職する時	13
④ 老齢厚生年金の改定請求手続	14
⑤ 退職年金(年金払い退職給付)請求手続	15
(4)一般組合員として再就職した時	16
4 年金の受給に関すること	17
(1)老齢厚生年金の在職支給停止について	17
(2)雇用保険法による給付の受給に伴う年金の支給停止	19
(3)年金支給の繰上げ(65歳未満の方)	19
(4)年金の繰下げ(65歳以上の方)	20
(5)年金の見込額について	21
(6)年金の支給日	22
(7)年金額の改定	22
(8)年金額にかかる税金	22
5 障害年金・遺族年金について	23
(1)障害年金	23
(参考資料)障害厚生年金について	25
(2)遺族年金	27
年金Q&A	29
問合せ先一覧	40

1 年金制度について知っておきたいこと

(1) 現在の公的年金制度

年金制度は、建物に例えると「3階建て」になっており、公立学校共済組合の組合員の場合は、1階部分が「国民年金（基礎年金）」、2階部分が「厚生年金」、公務員共済組合独自の給付である3階部分が「退職年金（年金払い退職給付）」「職域年金相当部分」となっています。



出典 (株) 社会保険出版社 冊子「私たちの年金が変わります」

名称		概要
国民年金 (基礎年金) (P8)	1 階	◆すべての国民に共通する年金制度です。 ◆日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入する義務があります。 ◆保険料を40年間納めた場合、65歳から満額が支給され、保険料を納めた期間が40年に満たない場合は、その不足する期間に応じて年金額が減額されます。 【被保険者の分類】 第1号被保険者：自営業、学生等（20歳以上60歳未満） 第2号被保険者：会社員、公務員等（厚生年金保険の被保険者） 第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）
厚生年金 (被用者年金) (P5)	2 階	◆会社員や公務員などが加入する年金制度で、国民年金に上乗せして支給されます。 ◆加入期間と報酬等をベースに計算した年金が支給されます。 【被保険者の分類】 第1号厚生年金被保険者：会社員等 第2号厚生年金被保険者：国家公務員共済組合の組合員 第3号厚生年金被保険者：地方公務員共済組合の組合員 第4号厚生年金被保険者：私立学校の教職員
退職年金 (年金払い退職給付) (P6)	新 3 階	◆公務員が加入する独自の制度です。 ◆平成27年10月の被用者年金一元化により新たに創設され、一元化以降の期間に応じて支給されます。
職域年金相当部分 (経過措置) (P6)	旧 3 階	◆共済年金独自の3階部分である「職域部分」は廃止され、平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置としてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

（２）年金の種類

国民年金と厚生年金は給付の事由により、それぞれ、**老齢、障害、遺族**の3種類の年金があります。受給するためにはそれぞれ一定の要件を満たす必要があります。

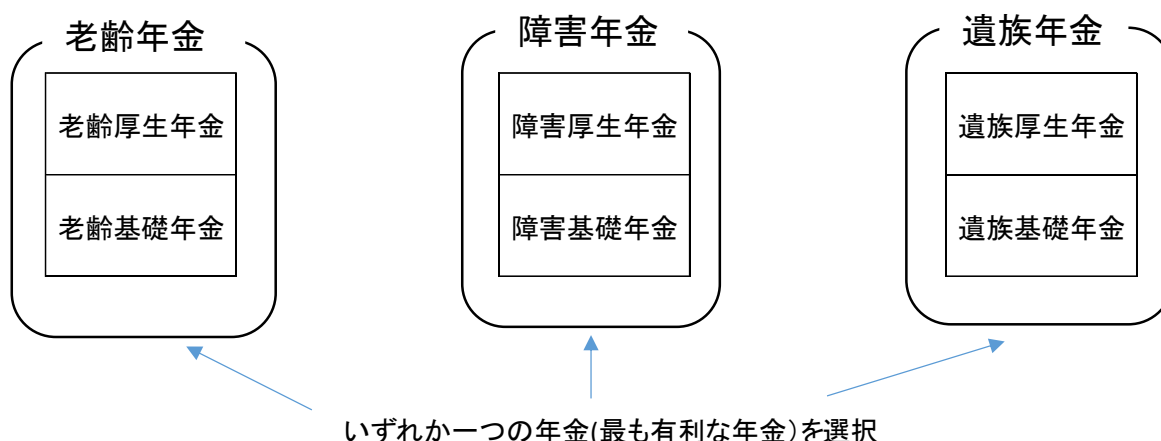
名称 事由	国民年金 (基礎年金)	厚生年金 (被用者年金)	給付事由
老齢 (P5)	老齢 <u>基礎</u> 年金	老齢 <u>厚生</u> 年金	一定の年金加入期間があり、支給開始年齢に達したとき支給される年金
障害 (P23)	障害 <u>基礎</u> 年金	障害 <u>厚生</u> 年金	年金加入期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害程度になった場合に支給される年金
遺族 (P27)	遺族 <u>基礎</u> 年金	遺族 <u>厚生</u> 年金	年金加入者又は年金加入者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金

【他の年金との調整】

公的年金では、支給事由(老齢・障害・遺族)が異なる二つ以上の年金を受給できる場合、原則として、いずれか一つの年金(最も有利な年金)を選択します。

同じ事由で受給できる年金(「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」)は、一つの年金とみなし併せて受給できます。

※ 選択後でも、選択する年金を変更することが可能です。



(3) 年金を決定・支給する実施機関

年金を決定・支給する機関を「実施機関」と呼びます。公務員の厚生年金は、最後に所属した共済組合が決定・支給します。各年金の実施機関は、表のとおりです。

公的年金等	建物に 例えると	加入者	実施機関 (年金を決定・支給する機関)
国民年金 (基礎年金)	1 階	20歳以上60歳未満の全国民	厚生労働大臣 (日本年金機構)
厚生年金 (被用者年金)	2 階	民間の会社員等	厚生労働大臣 (日本年金機構)
		国家公務員	国家公務員共済組合
		地方公務員 (公立学校教職員等)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合、市町村職員共済組合等)
		私立学校教職員	日本私立学校振興・共済事業団
職域年金相当部分・ 退職年金(年金払い 退職給付)	3 階	国家公務員及び地方公務員	国家公務員共済組合 地方公務員共済組合

2 老齢年金について

(1) 老齢厚生年金等の支給開始年齢

特別支給の老齢厚生年金^{※1}は、生年月日に応じて支給開始年齢を1歳ずつ引き上げ、最終的には、昭和36年4月2日以降に生まれた方からは、65歳から年金が支給されます^{※2}。

生年月日	支給開始年齢	60歳	65歳
昭和24年4月2日～昭和25年10月1日	60歳	退職共済年金(特別支給) △60歳より支給開始	退職共済年金 老齢基礎年金
昭和25年10月2日～昭和28年4月1日	60歳	退職共済年金(特別支給) △60歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和28年4月2日～昭和29年10月1日	61歳	退職共済年金(特別支給) △61歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和29年10月2日～昭和30年4月1日	61歳	老齢厚生年金(特別支給) △61歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳	老齢厚生年金(特別支給) △62歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳	老齢厚生年金(特別支給) △63歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳	老齢厚生年金(特別支給) △64歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36年4月2日～	65歳		老齢厚生年金 老齢基礎年金

※1 老齢厚生年金は、本来65歳から支給されますが（本来支給）、経過措置で当分の間、65歳に達するまでの間に特別支給の老齢厚生年金が支給されることになっています。

（P5参照）

※2 女性の方で、臨時的任用職員や民間企業での勤務経験等（1号厚年期間）がある方の場合、その期間分の老齢厚生年金は、生年月日に応じて次表のとおり支給されます。公務員年金と支給開始年齢が異なる方は、2回年金請求手続きが必要です。

生年月日	支給開始年齢	生年月日	支給開始年齢
昭29.4.2～昭33.4.1	60歳	昭37.4.2～昭39.4.1	63歳
昭33.4.2～昭35.4.1	61歳	昭39.4.2～昭41.4.1	64歳
昭35.4.2～昭37.4.1	62歳	昭41.4.2以降	65歳

(2) 各老齢年金等の概要

支給開始年齢等	64歳 (S34.4.2～S36.4.1生)	65歳	退職
3階 (新3階)			⑤退職年金(年金払い退職給付)
(旧3階)	④職域年金相当部分(経過的職域加算額) ※1		
2階	①特別支給の老齢厚生年金 ※2	②本来支給の老齢厚生年金 ※2	
		③加給年金額(該当者のみ)	
1階		⑥老齢基礎年金(国民年金)	

※1 在職中は支給されません

※2 在職中は給与と年金の額に応じて一部又は全額支給停止

①② 老齢厚生年金(被用者年金)(2階部分)

【支給要件】 次のいずれの要件も満たしている場合に支給されます。

①特別支給の老齢厚生年金 (60歳～64歳)	②本来支給の老齢厚生年金 (65歳～)
◆ 厚生年金保険の加入期間が <u>1年以上</u> あること	◆ 厚生年金保険の加入期間が <u>1月以上</u> あること
◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が <u>10年以上</u> であること	◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が <u>10年以上</u> であること

【年金額】 老齢厚生年金は、組合員期間と報酬等を基礎として計算されます。



厚生年金に加入し報酬を受け取っている老齢厚生年金受給権者は、報酬と年金の合計額が一定の基準を超えると、年金の支給が停止されます。(P17 参照)

③ 加給年金額(該当者のみ)(2階部分)

加給年金額は、年金請求者が65歳到達時に、次の条件に当てはまる場合に支給されます。

- ◆ 厚生年金保険の加入期間が20年以上
- ◆ 65歳に到達した時、年金請求者によって生計維持されている、次表に該当する配偶者又は子がいる

加給年金額 対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額 (令和6年度)
配偶者	65歳未満	年収850万円未満 (又は所得655.5万 円未満) ※	408,100円／年
子	①18歳に達する日の属する年 度末までの間にある子 ②20歳未満で、障害等級が1 級又は2級に該当する障害状 態にある子		◎1人目・2人目の子 各234,800円／年 ◎3人目以降の子 各78,300円／年

※ 配偶者の年収(又は所得)が限度額以上でも、定年退職等の理由(自己都合によらないもの)で、収入(又は所得)が上記金額を下回ると見込まれるときは、年金請求者が65歳到達時に加給年金額対象者に該当します。



加給年金額対象者である配偶者が障害厚生年金又は障害基礎年金又は加入期間20年以上の老齢厚生年金(老齢基礎年金は対象外)の受給権を有している場合は、支給の有無に関わらず、加給年金額の支給が停止されます。

④ 職域年金相当部分(経過的職域加算額) (旧3階部分)

共済年金独自の3階部分である「職域部分」は廃止され、平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置としてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

⑤ 退職年金(年金払い退職給付) (新3階部分)

退職年金(年金払い退職給付)は、平成27年10月の年金一元化に伴い創設された公務員の年金制度です。半分は、支給期間を終身とする終身退職年金、半分は有期退職年金(支給期間を20年(240月)、10年(120月)、一時金から選択)として支給されます。

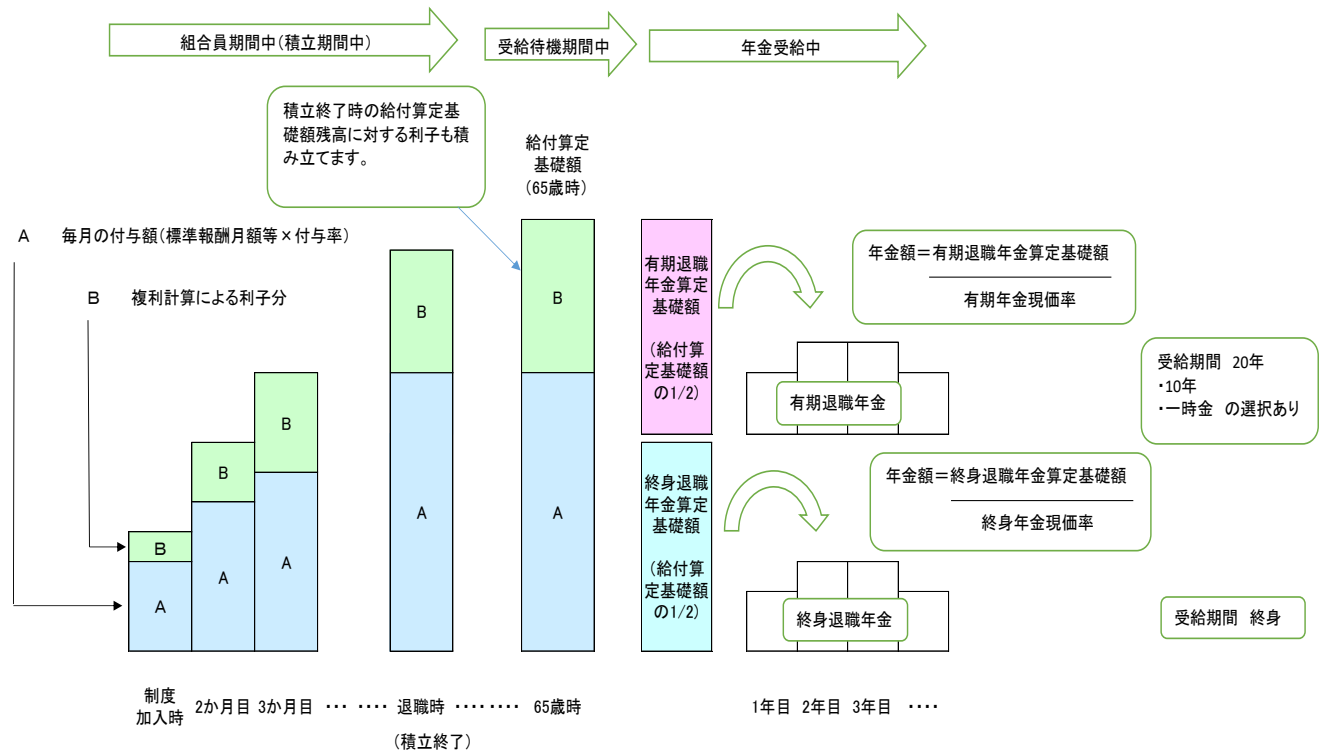
【支給要件】 次のすべての要件を満たしている場合に支給されます。

- ◆ 1年以上の引き続く組合員期間を有すること※
- ◆ 65歳以上であること
- ◆ 退職していること(引き続き短期組合員になる方を含む)

※ 平成27年10月以降の組合員期間。

平成27年10月1日以降の組合員期間が1年未満でも、平成27年10月1日をまたぐ1年以上の引き続く組合員期間がある場合は支給。

積立時と受給時のイメージ図



【参考】職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧3階部分）と退職年金（年金払い退職給付）（新3階部分）の比較表

	職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧3階部分）	退職年金（年金払い退職給付）（新3階部分）
支給開始年齢	特別支給の老齢厚生年金と同じ	65歳以上の退職者（引き続き短期組合員となる方を含む）
支給期間	特別支給の老齢厚生年金と同じ	年金額の1/2→終身 年金額の1/2→有期 (20年、10年、一時金から選択)
計算の基礎となる組合員期間	平成27年9月までの組合員期間	平成27年10月以降の組合員期間
財政方式	現在の現役世代（被保険者）の保険料により受給者の年金を支給する「賦課方式」	積み立てた保険料を原資として年金を受け取る「積立方式」

⑥ 老齢基礎年金（国民年金）（1階部分）

老齢基礎年金は、20 歳から 60 歳までの間に共済年金や国民年金、厚生年金に加入した期間が通算して 10 年以上である者が 65 歳に達したときに支給されます。

【年金額】 816,000 円※／年（40 年間保険料を納付した場合）

※ 令和 6 年度の場合（賃金や物価の変動により改定あり）



保険納付期間が 40 年に満たない場合は、未納付の期間に応じて減額されます。

老齢基礎年金の額 = $816,000 \text{ 円} / \text{年} \times \text{加入月数} / 480 \text{ 月 (40 年間)}$

<例> 加入月数が合計 456 月（38 年）の場合

$816,000 \text{ 円} \times 456 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 775,200 \text{ 円}$

（参考）任意加入制度について

60 歳以上で、①老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方、②受給資格期間は満たしているが保険料を納付した月数が少なく満額（40 年間保険料納付分）の老齢基礎年金が受けられない方は、①の方は 70 歳まで、②の方は 65 歳まで、国民年金に任意加入できる制度があります。お近くの年金事務所へ相談してください。ただし、再任用フルタイムや臨時的任用職員等、厚生年金に加入している方は、国民年金に任意加入することはできません。

3 受給権発生後の年金手続について

(1) 年金手続の流れ

手続時期	必要な手続	提出書類(●必須 ○該当者のみ)	注意事項
64歳到達時 (S34. 4. 2～S36. 4. 1生)	①特別支給の老齢厚生年金の請求手続	●年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)及び添付書類	・在職中でも手続が必要。 ⇒繰下げ不可。 ・加給年金額の加算は65歳から
65歳到達時 老齢厚生年金、老齢基礎年金を繰下げ(P20(4))しない場合	～S36. 4. 1生 ②本来支給の老齢厚生年金の請求手続	●年金請求書(老齢厚生年金) 「65歳から請求する」に○をして提出 ○加給年金額対象者の添付書類 (新たに加給年金額対象者を登録する場合のみ提出)	・在職中でも手続が必要。
	S36. 4. 2生～ ②老齢厚生年金の請求手続	●年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)及び添付書類	・在職中でも手続が必要。 現在の手続に基づき作成しているため、必要な手続及び提出書類は変更される可能性があります。
	③老齢基礎年金の請求手続	●年金請求書(国民年金老齢基礎年金) ●老齢基礎年金受給方法の確認書 「65歳から請求する」に○をして提出	・公務員期間以外の期間がある方 ⇒日本年金機構で手続 ・公務員期間のみの方 ⇒共済組合へ提出。
退職時	④老齢厚生年金の改定請求手続※	●就業予定調査・退職届書 年度途中退職の場合は年金グループに連絡	65歳前の退職の場合でも提出
老齢厚生年金を繰り下げ(P20(4))しない場合 (一般組合員から短期組合員になる場合を含む)	⑤退職年金(年金払い退職給付)請求手続	●退職年金(年金払い退職給付)決定請求書 (ウ 一時金を選択した場合のみ) ○退職所得の受給に関する申告書 ○退職手当の源泉徴収票 ○「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」添付用紙 (過去4年以内に退職手当を受給した場合は退職所得の源泉徴収票を貼付して提出、受給していない場合は裏面の退職所得の源泉徴収票・特別徴収票を提出しない申立書を提出)	65歳以降の退職の場合に提出し、有期年金の受取方法を選択 ア 20年 イ 10年 ウ 一時金

※ 受給権発生から退職までの組合員期間に応じて年金額を上乗せするため、改めて年金額を計算し、決定する手続

＜老齢年金の繰下げ(P20(4))を希望する場合の手続(66歳以降に年金を請求する場合)＞

手続時期	必要な手続	提出書類(●必須 ○該当者のみ)	注意事項
65歳到達時	繰下げ希望の申出	●年金請求書(老齢厚生年金) 「繰下げを希望する」に○をして提出 ●老齢基礎年金受給方法の確認書 (公務員期間のみの方) 「繰下げを希望する」または「65歳から老齢基礎年金を請求する」に○をして提出	老齢厚生年金を繰下げた場合、加給年金額は繰下げ期間中、支給停止。
退職時	繰下げ待機者としての登録手続	●就業予定調査・退職届書 年度途中退職の場合は年金グループに連絡	
請求時	老齢厚生年金(老齢基礎年金)繰下げ請求手続	66歳以降75歳※までの請求したいときに公立学校共済組合本部(令和7年6月までに請求する場合は支部)に連絡	

※ 制度改正に伴い、令和4年4月から受給開始期限の上限が75歳に引き上げられました。
(S27.4.2以降生まれの方が対象)

(2) 受給権が発生した時

手続が必要

特別支給の老齢厚生年金を受給するためには、支給開始年齢（P 4 参照）に達した時に、御自身で年金の請求手続を行う必要があります。支給開始年齢に到達しても、請求手続をしないと、年金は受給できません。

公立学校共済組合神奈川支部の一般組合員の場合、手続書類を神奈川支部から自宅あてに支給開始年齢の前月末に送付しますので、期日までに提出してください。（退職された方は、最後に加入していた実施機関（P 3 参照）から年金請求書が送付されます。）

65 歳になると、特別支給の老齢厚生年金の受給権が消滅し、本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の受給権が発生するため、それぞれ請求手続が必要です。

公立学校共済組合神奈川支部の一般組合員の場合、手続書類を神奈川支部（退職された方は公立学校共済組合本部）から自宅あてに、65 歳の誕生日の前月までに送付しますので、期日までに提出してください。

複数の実施機関の老齢厚生年金がある場合は、それぞれの実施機関において、請求手続が必要です。

請求に基づき年金が決定されると、年金決定通知書及び年金証書が公立学校共済組合本部から自宅あてに送付され、その後、年金の支給が始まります。年金証書等は、大切に保管してください。

① 特別支給の老齢厚生年金の請求手続

【送付する書類】「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(冊子)等

【送付時期及び送付先】支給年齢に達する誕生月の前月末に自宅へ送付

1234-567890
50-9876543210
【送付実施機関:公立学校共済組合】

受付番号

届出コード 1 7 1 1

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

●この年金請求書には、共済組合等でお預かりしている情報をあらかじめ印字しています。
印字内容が異なっている場合は、二箇所を訂正して訂正してください。

●年金を支給する住所は (黄色)の欄です。

●黒インクのボールペンで記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペン等は、使用しないでください。

●切り離す前に提出してください。

市町村役所

支給年月日

金融機関等

受取年月日

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

(見本)

1. ご本人(年金を受け取る方)の印字内容を裏面のうえ、太枠内をご記入ください。

郵便番号 100-0000

フリガナ 受取人

住所 東京都千代田区千代田

フリガナ 千代田

氏名 氏名

氏名欄

個人番号(マイナンバー)

国民年金番号 1234-567890

※個人番号(マイナンバー)については、25 ページをご確認ください。

生年月日 昭和××年 ×月××日

電話番号

※日中に通話料がかかる電話番号(携帯電話等)をご記入ください。

性別 女

社会保険労務士の提出代行者欄

2. 年金の受取口座をご記入ください。必ずご本人の口座を受取口座としてください。
貯蓄預金口座または貯蓄預金口座への振込みはできません。

受取機関 ※

1. 金融機関(ゆうちょ銀行を除く)
2. ゆうちょ銀行(郵便局)
□ 公金受取口座として登録済の口座を指定

金融機関コード 支店コード

口座番号(左側4桁で記入)

口座番号(右側4桁で記入)

金融機関またはゆうちょ銀行による証明 ※

※通帳等のコピー(金融機関名、支店名、口座名義人氏名、フリガナ、口座番号の順)を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。

年金請求書

金融機関コード 支店コード

口座番号(左側4桁で記入)

口座番号(右側4桁で記入)

金融機関またはゆうちょ銀行による証明 ※

※通帳等のコピー(金融機関名、支店名、口座名義人氏名、フリガナ、口座番号の順)を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。

金融機関コード 支店コード

口座番号(左側4桁で記入)

口座番号(右側4桁で記入)

金融機関またはゆうちょ銀行による証明 ※

※通帳等のコピー(金融機関名、支店名、口座名義人氏名、フリガナ、口座番号の順)を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。

0000127 01/14 3A4BX0000010#

0000127 01/14 3A4BX0000010# 1



初回の支給は、請求書(添付書類等がすべて整っているもの)の提出から3～6か月後になります。

② (本来支給の)老齢厚生年金の請求手続 (65 歳)

【送付する書類】「年金請求書(老齢厚生年金)」等

【送付時期及び送付先】65 歳の誕生日の前月までに自宅へ送付

年金請求書 (老齢厚生年金) の提出について ～公務員期間分～

○ 特別支給の退職共済 (老齢厚生) 年金の受給権を有している方が65歳になると、現在の年金の権利が消滅しますので、新たに老齢厚生年金の請求手続きが必要です。

※ 平成27年10月1日以後に65歳になる方は64歳までの年金の名称が退職共済年金であっても、65歳以降の年金の名称は老齢厚生年金となります。

※ 平成27年9月30日までの組合員期間をお持ちの方は、65歳になると、老齢厚生年金と退職共済年金 (経過職域) の権利が発生しますが、請求書は1枚です。

○ 65歳以降も引き続き老齢厚生年金の受給を希望されるか、65歳以降の老齢厚生年金を1年以上受給せずに、受給開始を66歳以降に遅らせる「繰下げ支給」を希望するか、別添の繰下げ支給に関するリーフレット (冊) をよく読んでいただき、ご選択ください。

※ 遺族または障害給付の受給権をお持ちの方は、繰下げ支給の制度が利用できません。(別紙リーフレットを参照)

資料番号 48	共済 記入欄	キ	一	番	号	支	部	種	別	証	書	番	号

提 出 期 限
年 月 日

年金請求書 (老齢厚生年金)

下記のとおり、老齢厚生年金 (退職共済年金 (経過職域) 含む。) を請求します。

公立学校共済組合理事長 殿
年 月 日 提出

老 齢 厚 生 年 金 請 求 書 の 欄	住 所	フリガナ	氏 名	電話番号 ()-()-()	基礎年金番号	障害・遺族	障害・遺族

年金請求書(老齢厚生年金)

(見本)

次のいずれか

- 65歳から老齢厚生年金を請求する
- 老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げて受給することを希望される方は右記の「2」に○印を付けてください。

※1 請求者が自署する場合は、押印の必要はありません。

※2 制度名は、別紙リーフレットの表を参考に、記号で記入してください。

☐ 下記の加給年金額対象者と私は生計同一であることを申し立てます。

☐ 下記の者とは、死別または離婚により、生計維持がないことを申し立てます。(←この場合、当共済組合から手続き書類を送付します。)

加 給 年 金 額 対 象 者 の 欄	配偶者	フリガナ	氏 名	生年月日	公的年金の受給状況 (該当するものに○印を付けてください。)	基礎年金番号	制度名(※3)
					1 老齢・退職の年金を受けている・請求中 2 障害の年金を受けている・請求中 3 いずれも受けていない→右欄は記入不要です		

子	フリガナ	氏 名	生年月日	性別	障害	フリガナ	氏 名	生年月日	性別	障害
				男・女	有・無				男・女	有・無

子	フリガナ	氏 名	生年月日	性別	障害	フリガナ	氏 名	生年月日	性別	障害
				男・女	有・無				男・女	有・無

加給年金請求手続きについて
右記の「1」または「2」に○印を付けてください。

※3 制度名は、別紙リーフレットの表を参考に、記号で記入してください。

回答欄	1 請求する	2 請求しない

共済記入欄	老厚請求有無
年 月 日	有 無

③ 老齢基礎年金（国民年金）の請求手続（65 歳）

【送付する書類】「年金請求書（国民年金老齢基礎年金）」
「老齢基礎年金受給方法の確認書」

【送付時期及び送付先】65 歳の誕生日の前月までに、②と一緒に自宅へ送付※

※ 公務員期間のみの方は、公立学校共済組合から送付します。

公務員以外の期間がある方は、日本年金機構から書類が送付されますので、年金事務所で手続してください。

単一共済者用 様式第130号

年金請求書（国民年金老齢基礎年金）

・この請求書は、単一の共済組合等のみ加入した方の請求書です。提出先は共済組合等となります。（老齢基礎年金の全部を繰上げ請求する場合の提出先は、年金事務所となります。）
・厚生年金（共済組合等加入分を除く）、船員保険、国民年金の加入がある方はこの請求書では請求できません。年金事務所での受付となります。
・請求書審査の結果、厚生年金（共済組合等加入分を除く）、船員保険、国民年金の加入があると思われるときは返送させていただきますのでご了承ください。
・本欄の枠内のみで記入してください。（◆欄には、なにも記入しないでください。）
・フリガナはカタカナで記入してください。
・請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です。
・基礎年金番号（10 桁）で漏れる場合は左詰めでご記入ください。

日本年金機構 交付年月日 共済組合 交付年月日

430081

①課 所 符 号 連 続 番 号	作成原因	課 所 符 号	進 達 番 号	未保	支保	配	繰上下
01 02							
記録不要制度 (国共) (地共) (私学)							
②個人番号(または 基礎年金番号) ※個人番号については、4 ページ をご確認ください。	請求者	年金コード					
	配偶者	1 1					
生 年 月 日 氏 性 別							⑤性 別 男 女 1・2
⑥住 所	年金請求書(国民年金老齢基礎年金) (見本)						
⑦ 年金受取機関							
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)							
2. ゆうちょ銀行 (郵便局)							
年金 送金先 ゆうちょ 銀行	金融機関コード	支店コード	(フリガナ)	銀行 金融 信託 郵便 協同 信用 連済 共済 組合 等	支店 郵便所 本所 支所	預金種別	口座番号 (左詰めで記入)
						1. 普通 2. 当座	
	貯金通帳の口座番号			金融機関またはゆうちょ銀行の証明			
	記号(左詰めで記入)			番号(右詰めで記入)			請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください。 ※貯蓄口座は振込できません。
支払局コード 010160 ※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所に問い合わせてください。							
⑧現在、公的年金制度から年金を受けていますか。(支給停止中の年金を含む。)							
○で囲んでください。受けているときは制度名(共済組合名等)、年金の種類、その支給を受けることとなった年月日、年金証書の年金コードまたは記号番号等を記入してください。請求中の場合は制度名(共済組合名等)、年金の種類のみを記入してください。							
年金コード等 1		2		3		4 種 別	

1907 1018 027 1 (R1.7)

(3) 年金受給権者が退職する時

手続が必要

ここでいう「退職」とは、「公務員共済組合の一般組合員でなくなる」ことをいいます。（共済組合の任意継続組合員になる場合や短期組合員になる場合も「退職」に該当します。）

年金受給権者が退職するときは、「老齢厚生年金の改定請求手続」と「退職年金（年金払い退職給付）請求手続」（65 歳以降の退職の場合）が必要です。

④ 「老齢厚生年金の改定請求手続」

受給権発生から退職までの組合員期間に応じて年金額を上乗せするため、改めて年金額を計算し、決定する手続です。

- ・年金額の一部または全額の支給停止がなくなり、全額支給されます。※¹
- ・年金額に反映されていない退職までの厚生年金保険に加入していた期間を追加して、年金額の再計算が行われます。※²

※1 退職後に再就職し、厚生年金保険の加入者になる場合は、引続き年金額の一部または全額が支給停止となります。

※2 70歳以上の期間は、厚生年金保険に加入されていないため、年金額の再計算には反映しません。

【送付する書類】「就業予定調査・退職届書」

【送付時期及び送付先】2月中旬に所属所へ送付



3月末に退職される方は、年金額の在職停止が解除されますが、6月の定期支給時(4・5月分)においては、在職停止が解除されていない状態で支給されます。在職停止が解除された年金は、8月中に支給できる予定です(退職後、厚生年金に加入した方は、引き続き在職停止がかかります。)

就業予定調査・退職届書	
氏名	所属所
提出日 令和 年 月 日	
はじめにお読みください	
対象 この調査票は、昭和59年4月1日以降の生まれで、令和7年3月31日時点で「一般組合員」である方に提出していただきます。ただし、令和7年4月1日より引当額等「一般組合員」として扱われる方は、必ず不要です。この調査票は返却していただく必要はありません。 回答 調査票の以下の項目に回答し、所属所を提出してご提出をお願いします。 注意 1は全額回答をお願いします。2は、1で入力した方のみ記入をお願いします。	
I 就業予定調査	
令和6年4月1日から12月31日の就業予定（組合員期間）について ア～カから該当するものに記してください。	
就業予定調査・退職届書 (見本)	
イ～カ→「退職届書」を記入	
II 退職届書	
退職届書	
組合員番号	退職年月日 令和7年3月31日
フリガナ	性別 男女 生年月日 令和 年 月 日
退職届氏名	
退職後の住所	
所属の有無	有 無 いずれかに記してください。
退職後の連絡先	住所 〒 電話番号 () -
上記のとおり記載しましたので提出します。	
令和6年3月31日現在所属していた所属所 職	退職届本人の印(または捺印)をお願いします

⑤ 退職年金(年金払い退職給付)請求手続

【送付する書類】「退職年金(年金払い退職給付)決定請求書」等

【送付時期及び送付先】④の手続後、該当者の自宅へ順次送付※

※ 65歳以上で退職する方(一般組合員から短期組合員になる方を含む)

退職年金(年金払い退職給付)決定請求書											
※ 太枠の中の事項について、もれなくご記入ください。(個人番号および基礎年金番号をご記入ください。)											
個人番号				※ 共済記入欄				過去の有期退職年金受給の有無			
基礎年金番号				(支郡) (年一番号または年金証書番号) (共済組合員番号)				有 ・ 無			
※ 個人番号は12桁、基礎年金番号は10桁の番号をご記入ください。 ※ 個人番号をご記入いただくことに伴い、本人確認書類の提出が併せて必要になります。											
1. 請求者ご自身の内容についてご記入ください。											
※ 性別については、番号を○で囲んでください。											
氏名		フリガナ				性別		生年月日		退職年月日	
						1. 男		元号 年 月 日		元号 年 月 日	
						2. 女					
住所		郵便番号		フリガナ							
退職年金(年金払い退職給付)決定請求書(見本)											
年金・一時金送金先		金融機関コード		フリガナ		金融機関		口座番号(左づめで記入)		支店・出張所・本庁・支所	
		ゆうちょ銀行		野金送金口座番号		記号(左づめ)		番号(右づめで記入)		※ 年金種別を○で囲んでください。	
										金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄	
		老齢厚生年金と同じ受取金融機関にする場合は、右の欄に○を付けてください。		公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は、右の欄に○を付けてください。						金融機関またはゆうちょ銀行名	
※ 老齢厚生年金と同じ受取口座を指定する場合は、金融機関の証明は必要ありません。 ※ 金融機関が印字されている場合で変更したいときは、二重線で訂正のうえ、金融機関の証明を受けてください。 ※ 公金受取口座登録制度については、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。											
2. 退職年金(年金払い退職給付)の額は、終身退職年金と有期退職年金の合計額となります。											
このうち、有期退職年金は申出により「20年」、「10年」、または「一時金」で受給することができます。											
有期退職年金について、下記のア～ウのうち、請求する記号を○で囲んでください。											
終身退職年金 + 有期退職年金 (下のア～ウのうち、希望される記号を○で囲んでください。)											
ア		20年で受給する。									
イ		10年で受給する。									
ウ		一時金で受給する。									
※1 イまたはウの受給方法の申出は、退職年金の給付事由発生後6月以内である場合のみ請求することができます。 ※2 ウを選択する場合、「退職所得の受給に関する申告書」、退職手当を受けられた場合には「退職所得の源泉徴収票」が併せて必要になります。また、それらの書類の提出がない場合は、源泉徴収税額が一律20%になります。〔「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの所得については所得税の2.1%を復興特別所得税として併せて源泉徴収します。〕											
裏面にも記入事項が続きます。											
支部受付印						本部受付印					

手続が必要

年金受給者※が再就職し、共済組合の一般組合員になった場合は、「年金受給権者再就職届書」を、所属所を経由して神奈川支部へ提出してください。様式は神奈川支部ホームページからダウンロードできます。

公立学校共済組合以外の公務員共済組合の年金を受けている場合は、年金証書（原本）を添付してください。後日、年金の再決定に必要な請求書類等を自宅に送付します。

短期組合員(臨時的任用職員等)として再就職した時は、提出は必要ありません。

施行規程第160条

年金グループ

コピー可

年金受給権者再就職届書

個人番号（マイナンバー） 又は基礎年金番号 （注1）																年金証書番号										
年金の種類（注2）																										
フリガナ															生年月日											
受給権者氏名															生年月日	年 月 日										
再就職後	所属機関又は勤務先の名称及び所在地															年金受給権者再就職届書 (見本)										
	所属共済組合																									
	再就職年月日	年 月 日																								
上記のとおり再就職したので届け出ます。 公立学校共済組合理事長 殿 年 月 日 届出者 { 〒 住所 氏名																										

この届書は、公務員共済組合の年金受給者のみ再就職先の共済組合を経由して提出してください。

（注1）基礎年金番号（10桁）の場合は左詰めでご記入ください。

（注2）公立学校共済組合以外の公務員共済組合年金（国家公務員共済組合、地方職員共済組合、市町村職員共済組合）の決定を受けている場合は、年金証書（原本）を添付してください。

※ 老齢厚生年金または障害厚生年金の受給権者のみ

4 年金の受給に関すること

(1) 老齢厚生年金の在職支給停止について

老齢厚生年金の受給者が在職中（厚生年金保険の被保険者）である間は、報酬と年金額の合計額が一定の基準額を超えると、年金の一部又は全部が支給停止されます。



支給停止された年金額が後日支給されることはありませんが、被保険者期間は、退職後から支給される年金額に反映されます。

【支給停止の計算方法】

対象者	年金の種類	加入する厚生年金制度別の年金支給停止調整額	
		公務員厚生年金 (暫定再任用フルタイム職員等)	一般厚生年金・私学厚生年金 (暫定再任用短時間職員、臨時的任用職員等)
すべての年金受給者	老齢厚生年金	再就職先の A 標準報酬月額 ^{※1} + B 直近一年間の期末手当等 ÷ 12 + C 老齢厚生年金(職域年金相当部分を除く)の月額 の合計が50万円 ^{※2} を超えた場合、超えた額の1/2の年金額が支給停止	
	職域年金相当部分	全額支給停止	全額支給
	退職年金(年金払い退職給付)	退職後に支給開始	全額支給

※1 基本給+諸手当等を基に定められた保険料（掛金）算定基礎額

※2 令和6年度（参考）の場合（賃金や物価の変動により改定あり）



厚生年金制度に加入しないで働く場合、在職支給停止の適用はありません。
また、不動産等による収入は、在職支給停止の対象にはなりません。

<例> 在職支給停止額 の計算方法

- ◆標準報酬月額 360,000円
- ◆直近一年間の期末手当等 600,000円
- ◆年金額 1,500,000円（職域年金相当部分※¹を含む）
- ※1 職域年金相当部分は年金額の1/6程度

A 標準報酬月額 360,000円

B 直近一年間の期末手当等（月額換算） $=600,000 \div 12 = 50,000$ 円

C 職域年金相当部分を除く年金額（月額換算）

$$=1,500,000 \times 5/6 \div 12 = 104,000 \text{円}^{\ast 2}$$

A + **B** + **C** $=360,000 + 50,000 + 104,000 = 514,000$ 円

→ 50万円を超えているので支給停止あり

D 支給停止額（月額） $= (514,000 - 500,000) \times 1/2 = 7,000$ 円

実際の年金支給額

（月額）**C** - **D** $=104,000 - 7,000 = 97,000$ 円

※2 実際は1円単位まで計算されます。

A 標準報酬月額 360,000円

B 直近一年間の期末手当等
（月額換算） 50,000円

C 職域部分を除く年金額
（月額換算） 104,000円

D 支給停止額(月額)
7,000円

C - **D** 支給年金額(月額)
97,000円

(2) 雇用保険法による給付の受給に伴う年金の支給停止

手続が必要

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給者が、公共職業安定所(ハローワーク)で求職の申込みをすると、年金の全額が支給停止されます。

求職の申込みをされたとき又は基本手当(失業給付)が終了したときは、公立学校共済組合への届出が必要です。手続が遅れると、既に支給された年金を遡って返還していただくこととなります。



基本手当の金額の多寡にかかわらず、老齢厚生年金の全額が支給停止されます。公共職業安定所(ハローワーク)で求職の申込みをする前に「基本手当」の額を確認し、老齢厚生年金の額と比較するなど、十分検討してから手続してください。

(3) 年金支給の繰上げ(65歳未満の方)

手続が必要

60歳以降、支給開始年齢(P4参照)になる前から年金を繰上げて早めに受給する制度があります。ただし、繰上げて受給すると制約を受ける事項があります。

＜繰上げ受給の老齢厚生年金を請求する際の注意事項＞

- ◆ 支給される年金の額は、繰上げする期間1か月につき0.4%^{※1}減額され、減額された年金額は生涯変わりません。
- ◆ 老齢基礎年金及び公務員期間以外の厚生年金も、全て同時に繰上げ支給する必要があります。
- ◆ 繰上げ決定後の取消・変更はできません。
- ◆ 繰上げ支給をすると、事後重症による障害厚生年金(P26参照)の請求及び特別支給の老齢厚生年金に係る障害者特例請求^{※2}はできません。

※1 制度改正に伴い、令和4年4月から減額率が0.4%に引き下げられました。(S37.4.2以降生まれの方が対象)

※2 障害等級1～3級の方が特別支給の老齢厚生年金(在職中を除く)を受ける場合、一定額の年金を合わせて受けられる特例

＜参考＞

S37.4.2以降生まれの方

繰上げ期間	減額率
5年(60月)	24%
4年(48月)	19.2%
3年(36月)	14.4%
2年(24月)	9.6%
1年(12月)	4.8%

S37.4.1以前生まれの方

繰上げ期間	減額率
5年(60月)	30%
4年(48月)	24%
3年(36月)	18%
2年(24月)	12%
1年(12月)	6%

（４）年金の繰下げ（65 歳以上の方）

手続が必要

65 歳から支給される老齢厚生年金と老齢基礎年金は、66 歳以降 75 歳*までのうち、選択した時点からの支給に繰り下げることができます。この場合、年金額は繰下げする期間 1 か月につき 0.7%増額されます。繰下げを希望する方は、65 歳からの本来支給の老齢厚生年金を請求する際に申し出てください。

※ 制度改正に伴い、令和 4 年 4 月から受給開始期限の上限が 75 歳に引き上げられました。
(S27.4.2 以降生まれの方が対象)



特別支給の老齢厚生年金には繰下げの制度はありません。

＜繰下げ受給を請求する際の注意事項＞

- ◆ 加給年金額を受けることができる方が老齢厚生年金の繰下げを行った場合、その間、加給年金額も支払われません。また、繰下げをしても、加給年金額は増額されません。
- ◆ 繰下げ期間中の在職により支給停止される額については、増額の対象となりません。
- ◆ 複数の老齢厚生年金がある場合は、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げなければなりません。（老齢厚生年金と老齢基礎年金は別個に繰り下げることができます。）

（例）老齢基礎年金を繰上げ、繰下げした場合 （年額 816,000 円（令和 6 年度）の場合）

原則（65 歳から）

816,000 円／年

65 歳

（終身）

繰上げ（60 歳から）
（ $0.4 \times 60 \text{ 月} = 24\%$ 減）

620,160 円／年

60 歳

（終身）

繰下げ（70 歳から）
（ $0.7 \times 60 \text{ 月} = 42\%$ 増）

1,158,720 円／年

70 歳

（終身）

(5) 年金の見込額について

◆「ねんきん定期便」

直近の誕生月の月末に、公立学校共済組合本部から自宅あてに送付される「ねんきん定期便」で将来の年金見込額や保険料納付実績など年金に関する情報が確認できます。なお「ねんきん定期便」の年金見込額は、対象者の年齢によって次のとおり計算されています。

- ① 50歳未満・・・現時点までの加入実績に基づいて計算
- ② 50歳以上 60歳未満・・・60歳まで継続加入したと仮定して計算
- ③ 60歳以上（引き続き厚生年金に加入する場合）
・・・定期便が送付された年齢の4か月前まで継続加入したとして計算
ただし、すでに年金が決定している時は年金見込額の表示はありません。

◆「地共済年金情報 Web サイト」

公務員厚生年金期間における年金加入記録や将来の年金見込額が確認できます。詳しいことは、「公立学校共済組合本部ホームページ」に掲載されています。

トップページ右側の「ピックアップコンテンツ」



ピックアップ情報

「年金加入記録や年金見込額を知りたいとき(地共済年金情報Webサイトのご案内)」



ページ下部にある緑のバナー「地共済年金情報Webサイト」をクリック

「地共済年金情報 Web サイト」は令和 7 年 3 月をもってサービスを終了します。令和 7 年 4 月以降は、e-私書箱による新たなサービスを開始する予定です。詳細については決定次第、別途ホームページ等でお知らせします。

※現在の「地共済年金情報 Web サイト」の新規利用申込は、令和 7 年 2 月 11 日までとなります。

◆「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」

毎年 7 月下旬に、公立学校共済組合本部から自宅あてに送付される「給付算定基礎額残高通知書」で、前年度までに組合員が積み立てた額（給付算定基礎額）等に関する情報が確認できます。

※住所が変更になる場合、郵便局で「転居届」（本人確認が必要）の手続をしていただくと、旧住所あての郵便物等を新住所に転送してもらえるため、不達、**不着**を防ぐことができます。転送期間は届出日から 1 年間です。（転送開始希望日からではありません。）

（６）年金の支給日

年金の支給は年６回で、偶数月の１５日に、それぞれの前２か月分が指定の金融機関に振り込まれます。（金融機関が休日の場合は、直前の営業日です。）

※ 毎年６月と１２月に公立学校共済組合本部から支給額をお知らせする「年金支払通知書（送金案内書）」が受給者に送付されます。

定期支給月	２月	４月	６月	８月	１０月	１２月
支給対象	１２月分	２月分	４月分	６月分	８月分	１０月分
（前月までの２か月分）	１月分	３月分	５月分	７月分	９月分	１１月分



初回の支給は、請求書（添付書類等がすべて整っているもの）の提出から３～６か月後になります。



３月末に退職される方は、年金額の在職停止が解除されますが、６月の定期支給時（４・５月分）においては、在職停止が解除されていない状態で支給されます。在職停止が解除された年金は、８月中に支給できる予定です（退職後、厚生年金に加入した方は、引き続き在職停止がかかります。）。

（７）年金額の改定

年金額は物価変動等により、原則として毎年度改定されます。改定があった場合には、公立学校共済組合本部から「年金額改定通知書」が受給者に送付されます。

（８）年金額にかかる税金

手続が必要な場合あり

老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当します。そのため、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。障害年金・遺族年金は非課税です。

また、年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療制度の保険料、住民税等が天引き（特別徴収）されます。

収入の条件などにより確定申告が必要となる場合がありますので、手続については、年金支給開始後の通知等を参照いただくとともに、所得税の詳細については、税務署に確認してください。

5 障害年金・遺族年金について

(1) 障害年金

手続が必要

「障害厚生年金」は、一般組合員の被保険者期間中に「初診日※」のある傷病により、一定の障害状態（障害等級1級～3級）に該当すると認定されたとき支給されます。（障害等級は、身体障害者手帳の認定基準とは異なります。）

さらに、障害等級が1・2級に該当する場合は、「障害基礎年金」（国民年金）も併せて支給されます。

なお、初診日から1年6か月後の時点では障害状態に該当せず、その傷病が満65歳までの間に該当した場合は、障害年金を受けることができます（事後重症制度）。ただし、事後重症による請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。

一般組合員の被保険者期間中の初診日でない場合は、その当時加入していた実施機関（P3）へお問合せください。

※ 初診日とは、その傷病で初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。

【支給要件】 次の要件を全て満たす場合に支給されます。

- ◆ 障害の原因となった傷病の「初診日」に一般組合員の被保険者であること。
- ◆ 障害認定日（初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその期間内にその傷病が治った日（症状が固定した日を含む））までに障害等級の1～3級の障害状態にあること。
（事後重症の場合は障害認定日後65歳に達する日の前日までに障害等級の1～3級の障害状態にあること。）
- ◆ 保険料納付要件を満たしていること。（請求時、共済組合に確認）

【障害の程度と支給される年金等】

障害等級	共済組合から支給	日本年金機構から支給	障害基礎年金額（令和6年度）
1級	障害厚生年金 ^{※1}	障害基礎年金	1級…1,020,000円／年 ＋子の加算 ^{※2}
2級	障害厚生年金 ^{※1}	障害基礎年金	2級…816,000円／年 ＋子の加算 ^{※2}
3級	障害厚生年金	—	
3級より軽い程度	障害手当金（一時金） ^{※3}		

※1 1級・2級の障害厚生年金を受ける方に生計を維持されている^{※4}65歳未満の配偶者がいる場合は、加給年金額（234,800円（令和6年度））が支給されます。

※2 子の加算

障害基礎年金を受ける方に生計を維持されている※⁴次に該当する子がいる場合は、子の加算があります。

【年齢要件】

- ◆ 18 歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子
- ◆ 20 歳未満で、障害等級が 1 級又は 2 級に該当する障害状態にある未婚の子

【年金額（令和 6 年度）】

- ◆ 1 人目・2 人目の子 各 234,800 円／年
- ◆ 3 人目以降の子 各 78,300 円／年

※ 3 障害手当金（一時金）

初診日が一般組合員の被保険者期間中にあり、当該初診日から起算して 5 年を経過する日までの間にその傷病が治った日において、一定の障害の状態（障害等級の 3 級より軽い程度）である場合に支給されます。

※ 4 被保険者と生計が同一で年収 850 万円未満（又は所得 655.5 万円未満）であること

障害厚生年金について

公立学校共済組合神奈川支部
年金グループ ☎ 045(210)8183

「障害厚生（共済）年金」とは、組合員の皆様がお勤めになっている間の病気やけが等により、日常生活や仕事などが制限されるようになった場合に、次に示す要件を全て満たすことで受給できる年金です。在職中でも請求は可能です。

1 受給要件

次の（１）～（３）の要件をすべて満たしている必要があります。

（１）**初診日**（※１）において一般組合員であること

⚠「初診日」に短期組合員であった方はお近くの年金事務所（日本年金機構）へご相談ください。

（２）保険料納付要件を満たしていること

（３）**障害認定日**（※２）、または**事後重症認定**で、１級～３級の障害等級に該当する障害状態にあること

※１ 初診日：傷病について初めて医師または歯科医師の診察を受けた日

※２ 障害認定日：原則、初診日から起算して１年６月を経過した日

ただし、特例症例（以下）に該当する場合はこの限りではありません。



特例症例

以下の特例症例に該当する場合は、各定められた日が障害認定日になります。ただし、初診日から１年６月経過後の場合は、初診日から１年６月を経過した日が障害認定日となります。

症例の現象	障害認定日
①上肢・下肢を離断又は切断した	①離断又は切断した日
②人工骨頭又は人工関節を挿入、置換した	②人工骨頭又は人工関節を挿入、置換の日
③脳血管疾患による機能障害となった	③初診日から起算して６月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。
④心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した	④心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した日
⑤心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着した	⑤移植又は装着日
⑥CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した	⑥装着日
⑦胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換した	⑦挿入置換日
⑧人工透析療法を施行した	⑧人工透析療法を初めて受けた日から起算して３月を経過した日
⑨人工肛門造設、又は尿路変更術を施した	⑨人工肛門造設、又は尿路変更術を施した日から起算して６月を経過した日
⑩新膀胱を造設した	⑩新膀胱を造設した日
⑪喉頭全摘出手術を施した	⑪喉頭全摘出手術を施した日
⑫在宅酸素療養を行っている	⑫在宅酸素療養を開始した日
⑬遷延性植物状態である	⑬状態に至った日から起算して３月を経過した日以後

2 年金の種類と障害等級の関係

障害等級は、公的年金制度で定める認定基準であり、１級から３級があります。

１級または２級に認定されると、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。

なお、障害等級は、障害者手帳の等級とは異なります。

重 障害の程度 低	厚生年金保険		国民年金保険		
	1級	障害厚生年金 (報酬比例部分の1.25倍)	配偶者の 加給年金	障害基礎年金	子の 加算額
	2級	障害厚生年金	配偶者の 加給年金	障害基礎年金	子の 加算額
	3級	障害厚生年金			

③ 請求方法

障害年金には、「認定日請求」と「事後重症請求」の2種類の請求方法があります。



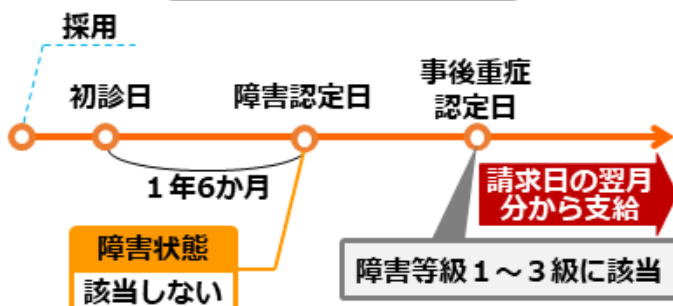
認定日請求

障害認定日に遡って請求する方法です。障害認定日以降請求時まで障害等級3級以上の障害状態にある場合、障害認定日まで遡って年金が支給されます。

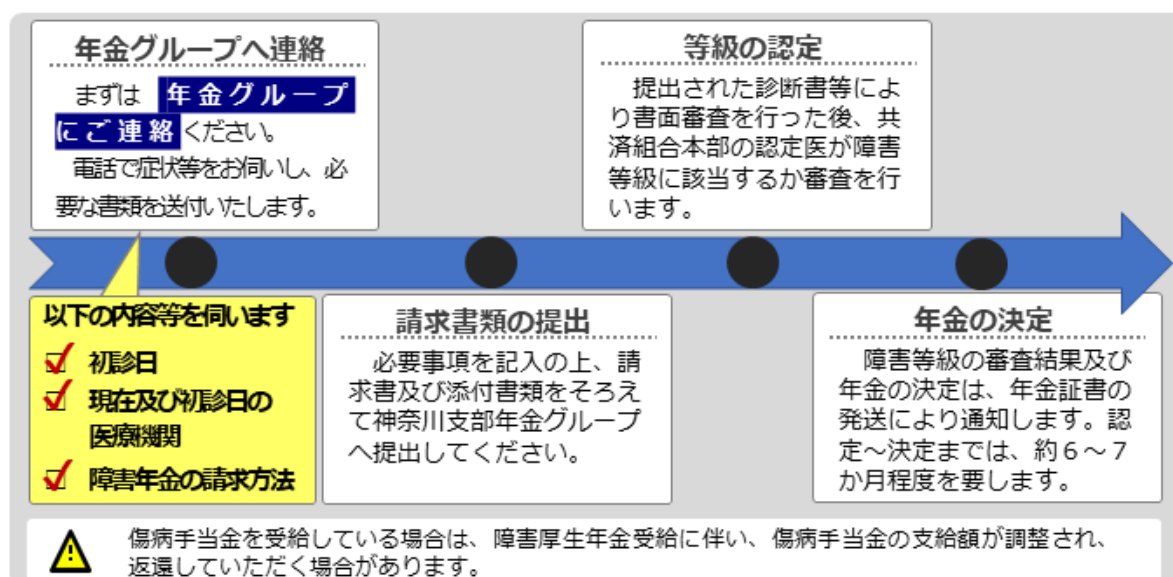


事後重症請求

障害認定日には障害状態に該当せず、その後症状が進行して65歳に達する日の前日までにその傷病により障害状態になった方が請求する方法です。



④ 申請の流れ



(2) 遺族年金

手続が必要

「遺族年金」は、厚生年金保険の被保険者（組合員）又は被保険者（組合員）であった方が亡くなったときに遺族に支給される年金です。

「遺族厚生年金」の額は、一般的に亡くなった方の老齢厚生年金の3/4に相当する額とされています。

【支給要件】次の要件のいずれかに該当する場合に支給されます。

- ◆ 被保険者が死亡したとき※
- ◆ 被保険者であった者が、一般組合員の被保険者期間に初診日がある傷病が原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき※¹
- ◆ 障害厚生（共済）年金（1級又は2級）の受給権者が死亡したとき
- ◆ 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者又は公的年金加入期間が25年以上ある者が死亡したとき

※ 保険料納付要件あり。（請求時、共済組合に確認）

【遺族とは】

被保険者（又は被保険者であった者）の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた※¹次表の「遺族」に該当する方

順位※ ²	遺族	要件等
1位	配偶者	◆夫は55歳以上であること（支給開始は60歳以上。ただし遺族基礎年金の受給権がある場合は60歳前から支給） ・妻には年齢制限はありません。
	子	◆18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子 ◆障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の子 ・子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。
2位	父母	◆55歳以上であること（支給開始は60歳以上）
3位	孫	◆18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の孫 ◆障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の孫
4位	祖父母	◆55歳以上であること（支給開始は60歳以上）

※1 被保険者と生計が同一で年収850万円未満（又は所得655.5万円未満）であること
死亡した当時、収入又は所得が限度額以上でも、おおむね5年以内に限度額未満となると認められる事由（退職または廃業など）がある方は該当します。

※2 遺族厚生年金を受けられる順位で、最も順位の高い方が年金を受給できます。

【遺族に支給される年金】

子のある配偶者又は子には、「遺族基礎年金」(国民年金)も併せて支給されます。

	共済組合から支給	日本年金機構から支給	遺族基礎年金額 (令和6年度)
子のある配偶者	遺族厚生年金	遺族基礎年金	816,000円/年+子の加算 ^{※1}
子	遺族厚生年金 ^{※2}	遺族基礎年金 ^{※2}	816,000円/年+2人目以降の子の加算 ^{※1}
その他の遺族 ^{※3}	遺族厚生年金		

※1 子の加算

【年金額(令和6年度)】

- ◆ 1人目・2人目の子 各 234,800円/年
- ◆ 3人目以降の子 各 78,300円/年

※2 子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。

※3 夫が死亡したときに40歳以上で子のない妻が受ける遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算として612,000円(令和6年度)が加算されます。

【遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給できる方】

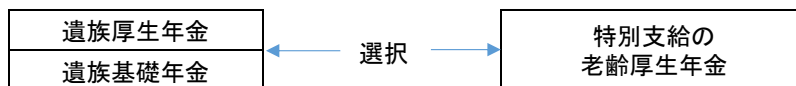
65歳前の方は、いずれか一つの年金を選択して受給することになります。

65歳以上の方は、まず御自身の老齢厚生年金^{*}を受給し、遺族厚生年金は老齢厚生年金より額が高い場合に、その差額を受給します。老齢厚生年金の方が高い場合は、遺族厚生年金は全額支給停止となります。

※ 在職等により、老齢厚生年金が停止されている場合は、その停止前の額。(加給年金額は除く)

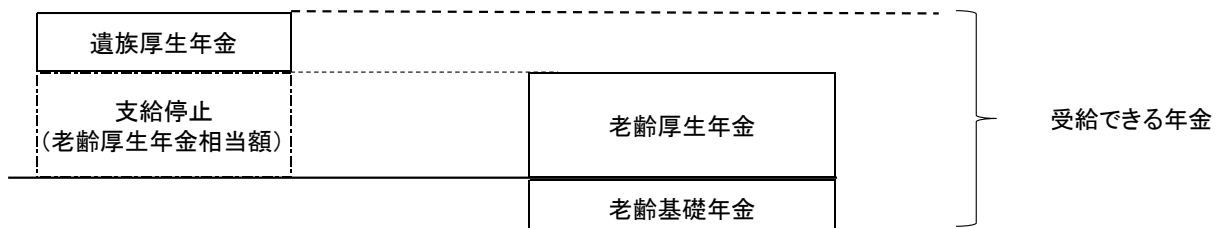
65歳前

【例 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受給している方が特別支給の老齢厚生年金を受給できるようになった場合】



65歳以降

【遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給イメージ】



年金Q&A 目次

資料項目			項番	質問内容	ページ
			1	基礎年金番号とは何ですか？自分の番号を確認するには？	30
			2	年金手帳を持っていないのですが。	30
			3	年金請求に時効はありますか？	30
1	年金制度	年金の種類 (受給選択)	4	私は、現在、障害基礎年金と障害厚生年金を受給しています。 (1) 特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生したら年金はどのように受給することになりますか？ (2) 65歳になったらどうなりますか？	30
2	老齢年金	支給開始年齢	5	老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？	31
			6	女性で、民間企業に勤務し、厚生年金に加入していた期間があります。老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？	31
		老齢年金概要	7	「特別支給の老齢厚生年金」と「本来支給の老齢厚生年金」は何が違うのでしょうか？	32
		加給年金額	8	配偶者が働いていて給与と収入があります。加給年金額の対象になりますか？また加給年金額が支給停止になることはありますか？	32
			9	配偶者の年収が850万円以上あります。加給年金額の対象者になりませんか？	32
		老齢基礎年金	10	老齢基礎年金とは何ですか。共済組合員にも支給されますか？	32
3	受給権発生後の年金手続	請求手続	11	老齢厚生年金は、支給開始年齢になれば、自動的に支給開始されますか？	33
			12	老齢厚生年金の請求書はどこから届きますか？	33
			13	老齢厚生年金の請求書が届きません。どうすればよいですか？	33
			14	教員になる(公立学校共済組合に加入する)前、民間企業に勤めた期間があります。特別支給の老齢厚生年金の請求手続はどうすればよいですか？	33
			15	特別支給の老齢厚生年金の請求書が届きました。在職中だと年金は支給されないと思うので、年金請求の手続はしなくてもよいですか？	33
			16	年金請求書を提出した後、年金が支給されるまでどのくらいかかりますか？	34
			17	私は64歳で年金の受給権が発生しますが、65歳になった時も手続があるそうですね。どんな手続がありますか？	34
		退職改定	18	フルタイム再任用(年金受給権あり)を3月に退職しました。在職停止が解除された最初の年金支給が8月になるのはどうしてですか？もっと早くできませんか？	34
4	年金の受給	再就職・在職支給停止	19	(1) 在職停止とはどのような制度ですか？ (2) 停止された年金は後から支給されますか？	35
			20	定年退職後、再就職する予定です。どうしたら老齢厚生年金をカットされずに働くことができますか？	35
			21	再任用フルタイムと臨時的任用職員とでは、老齢厚生年金の在職停止の計算に何か違いがありますか？	35
			22	年金が支給されるようになってからまた仕事をする場合、年金はどうなりますか？繰上げ(前倒し)請求した年金は、支給停止になりますか？	36
			23	他の共済組合から年金を受給していましたが、再就職で公立学校共済組合一般組合員の資格を取得しました。年金の手続は発生しますか？	36
		繰上げ	24	退職後、すぐ年金をもらうことはできますか？	36
			25	年金の繰上げ請求を希望した場合の注意点は何か？	37
		見込額	26	私の年金額はどのくらいでしょうか？	37
			27	4月に知事部局から異動してきましたが、「ねんきん定期便」に異動前の記録が反映されていません。なぜですか？	37
			28	7月に届いた「給付算定基礎額残高通知書」とは何ですか？	38
			29	ねんきん定期便以外に年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」というものが届きますが、将来、残高に表示されている金額が貰えるのですか？	38
		支給日	30	年金の支給日はいつですか？	38
		税金	31	年金から税金が天引きされると聞きました。何税が引かれるのでしょうか？	38
5	障害・遺族	障害年金	32	障害厚生年金を請求したい時はどのようにすればよいですか？	39
		遺族年金	33	年金受給者が死亡しました。手続はどのようにすればよいですか？	39
			34	遺族厚生年金の年金額はいくら位ですか？	39

年金Q & A

Q 1 基礎年金番号とは何ですか？自分の番号を確認するには？

A 1 基礎年金番号とは、平成9年1月から導入された1人に1つ与えられた年金番号で、国民年金や厚生年金、共済組合など、公的年金制度共通の番号です。
基礎年金番号は、「基礎年金番号通知書」「年金手帳」「年金証書」「ねんきん定期便」等で確認することができます。

Q 2 年金手帳を持っていないのですが。

A 2 国民年金、厚生年金に加入すると、基礎年金番号通知書が年金事務所（日本年金機構）から交付されます。

年金手帳や基礎年金番号通知書を紛失等された方は、年金事務所にお問い合わせください。

※ 年金加入期間が公務員等共済組合期間のみの方には、年金手帳は交付されていません。

※ 令和4年4月1日から再交付の場合は、年金手帳に代わり基礎年金番号通知書が交付されています。

Q 3 年金請求に時効はありますか？

A 3 年金を受ける権利は年金の給付事由が生じた日から5年以上請求がない場合、時効により消滅します。遡及受給できるのは、直近の5年間分に限られます。

給付事由が生じた日とは、次のとおりです。

※ 老齢厚生年金…支給開始年齢到達日（受給資格期間を満たしている場合）

※ 障害厚生年金…障害認定日または事後重症日

※ 遺族厚生年金…組合員等の死亡日

Q 4 私は、現在、障害基礎年金と障害厚生年金を受給しています。

（1）特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生したら年金はどのように受給することになりますか？

（2）65歳になったらどうなりますか？

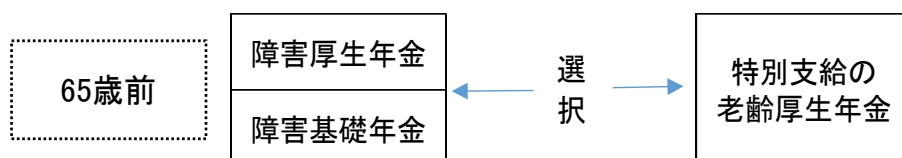
A 4

（1）公的年金では、支給事由（老齢・障害・遺族）が異なる二つ以上の年金を受給できる場合、原則として、いずれか一つの支給事由に係る年金（最も有利な年金）を選択していただきます。

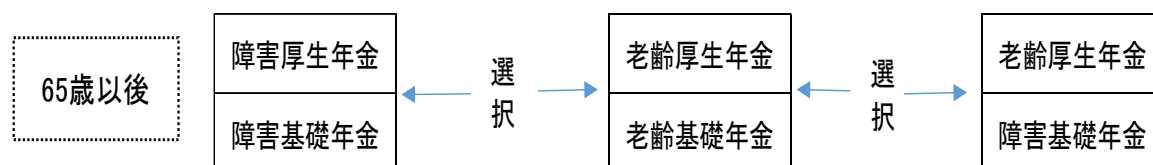
同じ事由で受給できる年金（「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」、「障害厚生年金」と「障害基礎年金」）は、一つの年金とみなし、併せて受給できます。

※ 選択後でも、選択する年金を変更することが可能です。

今まで「障害基礎年金」と「障害厚生年金」を受けていた方が、特別支給の老齢厚生年金を受けられるようになったときには、障害給付と老齢給付を併せて受けることはできないので、いずれかを選択することになります。



(2) 「障害基礎年金」を受けている方が「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」を受けられるようになったときは、「障害基礎年金」と「老齢基礎年金」の二つの基礎年金を併せて受けることはできませんが、65歳以降「障害基礎年金」と「老齢厚生年金」は併せて受けることができ、次の図のいずれかの組合せを選択することになります。



→ P 3 参照

Q 5 老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？

A 5 受給資格を満たしていれば、原則として65歳から「本来支給の老齢厚生年金」が受給できます。なお、昭和36年4月1日以前生まれの方は、生年月日に応じて、64歳以前から「特別支給の老齢厚生年金」が受けられます。

→ P 4 参照

Q 6 女性で、民間企業に勤務し、厚生年金に加入していた期間があります。老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？

A 6 昭和41年4月1日以前生まれの女性で民間企業での勤務経験等の加入期間がある方は、受給資格を満たしていれば、公務員期間の年金より早い年齢から特別支給の老齢厚生年金を受給できます。公務員の厚生年金とは別に、先行して日

本年金機構で請求手続きを行ってください。

◎支給開始年齢はP 4※2の表を参照してください。

→P 4 参照

Q 7 「特別支給の老齢厚生年金」と「本来支給の老齢厚生年金」は何が違うのでしょうか？

A 7 60～64 歳に支給される年金を「特別支給」、65 歳から支給される年金を「本来支給」と呼んでいます。老齢厚生年金は、本来 65 歳から支給されますが（本来支給）、経過措置で昭和 36 年 4 月 1 日生まれまでの方は、65 歳に達するまでの間に特別支給の老齢厚生年金が支給されることになっています。

→P 5 参照

Q 8 配偶者が働いていて給与収入があります。加給年金額の対象者になりますか？また加給年金額が支給停止になることはありますか？

A 8 年金受給権発生時(65 歳到達時)に、65 歳未満の配偶者と生計が同一で、その方の恒常的収入が 850 万円未満であれば対象となります。

ただし、配偶者に 20 年以上の厚生年金制度加入期間がある老齢(退職)年金もしくは障害年金の受給権がある場合、加給年金額は支給停止されます。

→P 5 参照

Q 9 配偶者の年収が850万円以上あります。加給年金額の対象者になりませんか？

A 9 収入又は所得が限度額以上でも、定年退職等の理由（自己都合によらないもの）により年金請求者の受給権発生時に850万円未満になると見込まれるときは該当します。

→P 5 参照

Q10 老齢基礎年金とは何ですか。共済組合員にも支給されますか？

A10 全国民共通の公的年金です。共済組合の組合員は、厚生年金と同時に国民年金の第2号被保険者として国民年金にも加入していますので、受給要件を満たせば、65 歳到達後、日本年金機構から支給されます。請求書の送付時期は、実施機関により異なります。

→P 8 参照

Q11 老齢厚生年金は、支給開始年齢になれば、自動的に支給開始されますか？

A11 年金は自動では支給開始されません。年金を受給するためには自宅に送付される請求書で年金請求の手続をする必要があります。

→P10 参照

Q12 老齢厚生年金の請求書はどこから届きますか？

A12 請求書は最後に加入した実施機関（P3）から自宅に送付されます。

一般組合員は誕生月の前月末に神奈川支部から送付します。退職者または厚生年金に加入となる短期組合員の方は、共済組合本部または日本年金機構から誕生月の3か月前に送付されます。

→P10 参照

Q13 老齢厚生年金の請求書が届きません。どうすればよいですか？

A13 年金請求書は、最後に加入していた実施機関（P3）から受給権が発生する誕生日の前に自宅に送付されます。誕生日を過ぎても年金請求書が届かない場合は、最後に加入していた実施機関へお問合せください。令和4年10月1日以降、臨時的任用職員の年金制度が共済組合から日本年金機構に移行しましたので、臨時的任用職員の方は、お近くの年金事務所へお問合せください。

→P11 参照

Q14 教員になる(公立学校共済組合に加入する)前、民間企業に勤めた期間があります。特別支給の老齢厚生年金の請求手続はどうすればよいですか？

A14 被用者年金制度の一元化により、特別支給の老齢厚生年金の年金請求はワンストップサービスとなりました。一か所の実施機関（P3）に「年金請求書」を提出することで、すべての厚生年金加入期間の年金請求を同時に行うことができます。

ただし、女性で民間企業等の期間がある場合、その期間に係る厚生年金の支給開始年齢は、公務員の支給開始年齢とは異なりますので、別々に請求手続を行うこととなります。

→P10・P4※2 参照

Q15 特別支給の老齢厚生年金の請求書が届きました。在職中だと年金は支給されないと思うので、年金請求の手続はしなくてもよいですか？

A15 年金支給の有無にかかわらず、支給開始年齢に達した時に、年金の請求手続きを行う必要があります。なお、特別支給の老齢厚生年金(65歳より前に支給)に、繰下げ(受給開始を先に延ばすこと)の制度はありません。

受給権発生時に手続きを行わず、退職後に初めて請求した場合、既に手続きを済ませている方の在職停止解除よりも、さらに多くの時間を要します。

※ 年金の給付を受ける権利は、受給権が発生してから5年を経過すると時効により消滅しますので、請求手続きは必ず行っていただくようお願いします。

→P10 参照

Q16 年金請求書を提出した後、年金が支給されるまでどのくらいかかりますか？

A16 年金請求書提出後、書類に不備等がなかった場合、初回の支給は、請求書の提出から3～6か月後になります。年金の支給が決定されると、年金決定通知書及び年金証書が自宅へ送付され、その後、年金の支給が始まります。

→P11 参照

Q17 私は64歳で年金の受給権が発生しますが、65歳になった時も手続きがあるそうですね。どんな手続きがありますか？

A17 65歳になると、特別支給の老齢厚生年金の受給権が消滅し、本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の受給権が発生します。65歳以降の年金を受給するためには、それぞれ手続きが必要です。

65歳時に公立学校共済組合神奈川支部の一般組合員の方は、神奈川支部から手続きに必要な書類が自宅あてに送付されますので、期日までに提出してください。複数の老齢厚生年金がある場合は、それぞれの実施機関(P3)において、請求手続きが必要です。本来支給の老齢厚生年金への切替に時間を要するため、定期支給日より遅れることがあります。65歳到達の翌月分以降の分がまとめて支給されます。

→P12 参照

Q18 フルタイム再任用(年金受給権あり)を3月に退職しました。在職停止が解除された最初の年金支給が8月になるのはどうしてですか？もっと早くできませんか？

A18 年度末に退職される方の公立学校共済組合の年金(老齢厚生年金・退職共済年金・職域年金相当部分)は、在職中、支給停止されていますが、退職後に年金の改定手続き(既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加える手続き)を行うとともに、年金の在職停止を解除します。

この手続は退職後から開始しますが、年度末退職者の手続が全国的に集中するため、支部及び本部での処理に3～5か月を要します。そのため在職停止が解除された最初の支給となる4・5月分の年金については、8月以降の支給となります。御理解いただきますようお願い申し上げます。

→P14 参照

Q19

- (1) 在職停止とはどのような制度ですか？
- (2) 停止された年金は後から支給されますか？

A19

- (1) 老齢厚生(退職共済)年金を受給している方が、在職中(厚生年金の被保険者)である間は、報酬と年金額の合計額が一定の基準額を超えると、年金の全部または一部が支給停止になる制度です。
- (2) 支給停止された年金が後日支給されることはありませんが、在職中の期間(被保険者期間)は、退職後から支給される年金額に反映されます。

→P17 参照

Q20 退職後、再就職する予定です。どうしたら老齢厚生年金をカットされずに働くことができますか？

A20 収入があっても厚生年金制度に加入しないで働く場合、または厚生年金制度に加入して働く場合でも、総報酬月額相当額^{※1}と年金月額の合計が50万円^{※2}以下であれば、年金は支給停止されず、全額支給されます。50万円^{※2}を超えた場合、超えた額の1/2の年金額が年金月額から支給停止になります。

なお、不動産等による収入は、在職支給停止の対象にはなりません。

※1 総報酬月額相当額

＝その月の標準報酬月額＋その月以前の1年間の標準賞与額の総額÷12

※2 令和6年度の場合(賃金や物価の変動により毎年4月1日に改定あり)

→P17・P18 参照

Q21 再任用フルタイムと、臨時的任用職員とでは老齢厚生年金の在職停止の計算に何か違いがありますか？

A21 老齢厚生年金の在職停止の計算に違いはありません。再任用フルタイム職員として再就職した場合、職域年金相当部分(老齢厚生年金の1/6程度の額)は全額停止されます。

一方、臨時的任用職員として再就職した場合は、職域年金相当部分は支給停止

の対象にはなりません。

→P17・P18 参照

Q22 年金が支給されるようになってからまた仕事をする場合、年金はどうなりますか？繰上げ(前倒し)請求した年金は、支給停止になりますか？

A22 再就職先で厚生年金に加入する場合の年金は、報酬額によっては在職支給停止の対象になります。

公務員の共済組合に加入する場合は、「年金受給権者再就職届書」の提出が必要です。様式については、加入する共済組合により異なりますので、新しい勤務先で確認してください。

また、繰上げ支給の老齢厚生年金については、再就職先で厚生年金に加入する場合（再任用フルタイム勤務、臨時的任用職員等）、一部又は全部が支給停止になる可能性もありますので、繰上げ請求を検討している方は注意してください。

（「繰上げ支給の老齢基礎年金」は、支給停止になりません。）

→P17・P18 参照

Q23 他の共済組合（例 地方職員共済組合等※）から年金を受給していましたが、再就職で公立学校共済組合の一般組合員の資格を取得しました。年金の手続はありますか？

A23 公務員の年金は、最後に所属していた共済組合が年金を支給することとなっています。このため、他の共済組合で決定した年金を、再度公立学校共済組合で決定し直す手続があります。

まずは、神奈川支部ホームページから「年金受給権者再就職届書」の様式をダウンロードのうえ、地方職員共済組合等※の年金証書（原本）を添えて、提出してください。後日、年金の再決定に必要な請求書類等を自宅あてに送付します。年金の再決定及び支給までには多くの時間を要します。

なお、短期組合員（臨時的任用職員等）については、公立学校共済組合への手続はありません。

※ 国家公務員共済組合・市町村職員共済組合も同様です。

→P3・P16 参照

Q24 退職後、すぐ年金をもらうことはできますか？

A24 60歳以上で年金の受給要件を満たしていれば、老齢厚生年金及び老齢基礎年金を前倒しで請求することができます。（繰上げ請求）

→P19 参照

Q25 年金の繰上げ請求を希望した場合の注意点は何か？

A25

- ◆支給される年金の額は、繰上げする期間1か月につき0.4%※減額され、減額された年金額は生涯変わりません。
 - ◆老齢基礎年金及び公務員期間以外の厚生年金も、全て同時に繰上げ支給する必要があります。老齢厚生年金だけを繰り上げることはできません。
 - ◆繰上げ決定後の取消・変更はできません。
- 他にも制約がありますので、事前に十分検討してください。

※S37.4.1 以前生まれの方は、1か月につき0.5%減額

→P19 参照

Q26 私の年金額はどのくらいでしょうか？

A26 毎年1回誕生月に、これまでの加入実績に応じた将来の年金見込額等が記載された「ねんきん定期便」が、加入中の実施機関から組合員の自宅に直接送付されますので、参照してください。

また、「地共済年金情報 Web サイト」で年金見込額や保険料納付済み額等の情報が確認できます。情報確認には、事前にユーザーIDの取得が必要です。公立学校共済組合ホームページピックアップ情報「地共済年金情報 Web サイトのご案内」から申込みができます。（「地共済情報 Web サイト」は令和7年3月をもってサービスを終了します。令和7年4月以降は e-私書箱による新たなサービスを開始する予定です。詳細については決定次第、別途ホームページ等でお知らせします。現在の「地共済年金情報 Web サイト」の新規利用申込は、令和7年2月11日までとなります。）

※ 既に年金受給権が発生している方は利用できません。

→P21 参照

Q27 4月に知事部局から異動してきましたが、「ねんきん定期便」に異動前の記録が反映されていません。なぜですか？

A27 他の共済組合から異動された方については、組合員のデータ移行に一定期間を要する関係で、異動前の期間が反映されないまま「ねんきん定期便」が送付される可能性があります。

→P21 参照

Q28 7月に届いた「給付算定基礎額残高通知書」とは何ですか？

A28 65歳から支給される「退職年金(年金払い退職給付)」(P 6)について、直近一年間の積立金額及び利息額をお知らせしたものです。毎年7月に公立学校共済組合本部から自宅あてに送付されています。

→P 21 参照

Q29 ねんきん定期便以外に、「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」というものが届きますが、将来、残高に表示されている金額が貰えるのですか？

A29 「ねんきん定期便」は、これまでの年金加入実績に応じた老齢厚生年金及び老齢基礎年金の年金額を表示しているのに対し、「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」は、公務員共済組合期間についてのみ支給される公務員独自の年金原資を表示したものです。「退職年金(年金払い退職給付)」は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」の給付です。65歳以降に、通知書に記載されている「給付算定基礎額残高」のうち、半分は「一時金」又は「有期年金(20年又は10年)」として、半分は「終身年金」として受給することになります。

→P 21 参照

Q30 年金の支給日はいつですか？

A30 年金の支給は、2・4・6・8・10・12月の年6回です。原則として支給月の15日(土曜日のときは14日、日曜日のときは13日)に、支給月の前月と前々月の2か月分が後払いで支給されます。

(例：12月15日に10月分と11月分が支給)

→P 22 参照

Q31 年金から税金が天引きされると聞きました。何税が引かれるのでしょうか？

A31 老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当します。そのため、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。障害年金・遺族年金は非課税です。

また、年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療制度の保険料、住民税等が天引き(特別徴収)されます。

→P 22 参照

Q32 障害厚生年金を請求したい時はどのようにすればよいですか？

A32 障害厚生年金は、被保険者(組合員)期間中に初診日(その傷病で初めて医師の診察を受けた日)がある傷病により一定の障害等級に該当すると認定されれば、在職中でも受給することができます。まずは神奈川支部へ連絡してください。

「初診日」により必要な書類が異なりますので、「初診日」を確認の上、相談してください。初診日時点の年金加入状況により、その当時加入していた実施機関(P3)が請求先になることがあります。

→P23 参照

Q33 年金受給者が死亡しました。手続はどのようにすればよいですか？

A33 電話又は文書「年金受給者の死亡に伴う連絡票」により、公立学校共済組合本部年金相談窓口又は神奈川支部の年金相談窓口にご連絡ください。年金受給者の死亡に伴う手続に必要な書類を本部から送付します。

届出の様式「年金受給者の死亡に伴う連絡票」は公立学校共済組合本部ホームページ(<https://www.kouritu.or.jp/>)のトップページ右側の「ピックアップコンテンツ」⇒「ピックアップ情報」⇒「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」からもダウンロードできます。

→P27 参照

Q34 遺族厚生年金の年金額はいくら位ですか？

A34 遺族厚生年金の額は、一般的に亡くなった方の老齢厚生年金のおよそ3/4に相当する額になります。

→P27 参照

問合せ先一覧

●在職中、退職時及び年金請求前の手続きに関する照会

公立学校共済組合神奈川支部年金グループ 〒231-8309 神奈川県横浜市中区日本大通5-1	045-210-8183
---	--------------

●受給開始後の年金に関する照会

公立学校共済組合本部 年金相談窓口 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5	03-5259-1122
--	--------------

●年金事務所(国民年金及び一般厚生年金全般)

事務所名	年金事務所所轄一覧	電話番号
鶴見	鶴見区・神奈川区	045-521-2641
港北	港北区・緑区・青葉区・都筑区	045-546-8888
横浜中	西区・中区・南区・磯子区・金沢区・港南区	045-641-7501
横浜西	保土ヶ谷区・戸塚区・旭区・瀬谷区・栄区・泉区	045-820-6655
横浜南	国民年金のみ(南区・磯子区・金沢区・港南区)	045-742-5511
川崎	川崎区・幸区	044-233-0181
高津	中原区・高津区・多摩区・宮前区・麻生区	044-888-0111
平塚	平塚市・秦野市・伊勢原市・中郡	0463-22-1515
厚木	厚木市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛甲郡	046-223-7171
相模原	相模原市・大和市	042-745-8101
小田原	小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	0465-22-1391
横須賀	横須賀市・逗子市・三浦市・三浦郡	046-827-1251
藤沢	藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・高座郡	0466-50-1151

●私学共済

日本私立学校振興・共済事業団 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5	03-3813-5321
---	--------------